



平成 25 年 3 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社かわでん  
代表者名 代表取締役社長 西谷 賢  
(JASDAQ コード番号 6648)  
問合せ先 取締役経営管理本部長 光藤 淳一  
TEL 03-5714-4301 (代表)

## 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成 25 年 3 月 7 日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

全国証券取引所が平成 19 年 11 月に公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、当社株式 1 株を 100 株に分割するとともに、100 株を 1 単位とする単元株制度を採用いたします。また、これにあわせて定款の一部を変更いたします。

なお、この株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

#### 2. 株式分割の概要

##### (1) 分割の方法

平成 25 年 3 月 31 日（日曜日）を基準日（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成 25 年 3 月 29 日（金曜日）となります。）として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

##### (2) 分割により増加する株式数

平成 25 年 3 月 31 日最終の発行済株式総数に 99 を乗じた株式数といたします。

- ① 株式分割前の発行済株式総数： 41,920 株
- ② 株式分割により増加する株式数： 4,150,080 株
- ③ 株式分割後の発行済株式総数： 4,192,000 株
- ④ 株式分割後の発行可能株式総数： 14,400,000 株

##### (3) 分割の日程

基準日公告日 平成 25 年 3 月 8 日（金）  
基準日 平成 25 年 3 月 31 日（日）（実質的には平成 25 年 3 月 29 日（金））  
効力発生日 平成 25 年 4 月 1 日（月）

##### (4) 新株予約権行使価額の調整

株式分割に伴い、新株予約権の 1 株当たりの行使価額を平成 25 年 4 月 1 日以降、以下のとおり調整いたします。

第 2 回新株予約権 調整前行使価額 110,000 円 調整後行使価額 1,100 円

### 3. 単元株制度の採用

#### (1) 新設する単元株式の数

上記「2. 株式分割の概要」の効力発生日である平成 25 年 4 月 1 日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

#### (2) 新設の日程

効力発生日 平成 25 年 4 月 1 日（月）

（参考）平成 25 年 3 月 27 日（水）をもって、大阪証券取引所における売買単位も 100 株に変更されます。

### 4. 定款の一部変更

#### (1) 変更の理由

上記の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づく取締役会決議により、平成 25 年 4 月 1 日（月曜日）をもって当社定款の一部を変更いたします。

- ① 株式分割の割合を勘案し、発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 5 条を変更いたします。
- ② 株式分割と同時に単元株制度を採用し、単元株数を 100 株とするため、第 6 条を新設いたします。
- ③ 現行定款第 6 条以下の条数を各一条繰り下げいたします。

#### (2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。（下線部分に変更箇所）

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>144,000 株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>14,400,000 株</u> とする。
(新設)	( <u>単元株式数</u> ) 第 6 条 <u>当社の単元株式数は、100 株とする。</u>
第 6 条～第 49 条 (省略)	第 7 条～第 50 条 (現行どおり)
(新設)	附則 <u>第 5 条の変更及び第 6 条の新設とそれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は平成 25 年 4 月 1 日とする。</u> 第 1 条 <u>本附則は、前項の効力発生日をもって削除されるものとする。</u>

### 5. その他

#### (1) 資本金の額について

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

#### (2) 配当について

今回の株式分割は平成 25 年 4 月 1 日を効力発生日としておりますので、配当基準日を平成 25 年 3 月 31 日とする平成 25 年 3 月期の期末配当につきましては、株式分割前の株式数を基準に実施いたします。

以上